

令和 8 年度第 1 回青梅市交通安全対策審議会議事要旨

○日 時 令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで

○会 場 青梅市役所 2 階 災害対策本部室

○次 第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員自己紹介

4. 諮問

5. 副会長の選出について

6. 議事録署名委員の指名について

7. 報告事項

(1)青梅市の交通事故発生状況等について

(2)令和 8 年秋の交通安全講習会について

8. 協議事項

(1)第 1 2 次青梅市交通安全計画の策定について

(2)令和 8 年秋の青梅市交通安全運動実施要領（案）について

9. 情報交換

10. その他

11. 閉会

○出席委員 9 名（代理 1 名）

岩浪会長、川村委員（代理：薫田課長）、赤山委員、白土委員、
半田委員、高木委員、大関委員、刀禰委員、神田委員

○傍聴者数 0 名

○配布資料 次第

青梅市交通安全対策審議会委員名簿

座席表

資料 1 交通事故統計表

資料 2 秋の交通安全講習会のお知らせ

資料 3 第 1 2 次青梅市交通安全計画の策定について

資料 4 令和 8 年秋の青梅市交通安全運動実施要領（案）

- 参考資料 1 青梅市交通安全対策審議会条例
- 参考資料 2 令和 8 年度青梅市交通安全運動実施要領
- 参考資料 3 青梅市交通安全運動基本要綱
- 参考資料 4 第 1 1 次青梅市交通安全計画

○議事要旨

1. 開会

事務局から、審議会委員 10 名のうち 9 名が出席しており、条例第 6 条第 2 項の規定により本会議が成立していること、傍聴者がいないことを報告。

2. 市長あいさつ

3. 委員自己紹介

4. 諮問

市長から当審議会会長に対して、「第 1 2 次青梅市交通安全計画」を策定するにあたり、当審議会でも審議いただきたい旨を諮問。

5. 副会長の選出について

団体の役員の改選により荒井委員が退任され、副会長が不在となっていることから、条例第 5 条第 2 項にもとづき、委員の互選により、白土委員を副会長に選出。

6. 議事録署名委員の指名について

名簿の順番から、薫田委員を選出。

7. 報告事項

(1)青梅市の交通事故発生状況等について

薫田委員から、「資料番号 1」をもとに、令和 8 年 1 月から 6 月の青梅市の交通事故の発生状況について説明。

- 交通事故発生件数は前年同期比マイナス 22 件、死者数 ± 0 件、重傷者数 ± 0 件、軽傷者数マイナス 22 件で、発生件数・負傷者数ともに減少している。
- 死亡事故 1 件の概略としては、50 代男性が退勤し自宅に帰る途中の事故で、3 月ですでに周囲が暗く、土砂降りだったこともあり、運転手が路上横臥していた男性に気付かず轢いてしまったというもの。
- 慣れた道でも、周囲をよく確認しながら安全運転するとともに、何かぶつかったなど違和感があったときは、轢き逃げにならないよう、必ず止まって確認することを徹底していただきたい。
- 管内の事故の特徴は、出会い頭と追突が多く、その原因は安全不確認か前方

不注意という過失にあたるものがほとんどである。時間帯は日中帯の午前6時から午後8時まで、通行目的は通勤や買い物など、年齢層は65歳以上の高齢者が多いが、最近は30代から50代の方の事故も多い。

- 発生箇所については目立った傾向はないが、幹線道路や大型商業施設がある場所が多い印象を受ける。
- 青梅警察署管内では、今年に入ってから飲酒運転が目立っている。飲酒運転の理由もお酒が足りなくなったので買いに行く、ちょっとなら大丈夫といった身勝手な理由が多い印象を受ける。
- 現時点で青梅署管内では、幸いにも飲酒運転による死亡事故は発生していないが、都内では、令和7年は年間2件であったものが、令和8年はすでに6件発生しており、飲酒運転の応急対策を進めている。
- 7月21日から道路交通法が改正され、飲酒運転の具体的な数値基準が明確化された。飲酒運転は自身だけでなく、家族や会社等にも大きな影響を与えるため、自転車も含めて、飲んだら乗るなということを徹底していただきたい。
- 自転車への青切符交付件数は8月6日時点で30件であり、一時不停止で、自動車の進行を妨害し、急ブレーキをかけさせたというものが多い。

(2)令和8年秋の交通安全講習会について

事務局から、「資料番号2」をもとに説明。

- 令和7年度の第2回審議会で承認されている「令和8年度青梅市交通安全運動実施要領」にもとづいて、青梅警察署および青梅交通安全協会と連携して実施する。
- 周知は、広報おうめ8月15日号、青梅市公式LINE、行政メール、自治会の回覧を予定している。

8. 協議事項

(1)第12次青梅市交通安全計画の策定について

事務局から、「資料番号3」をもとに説明。

①交通安全計画の位置づけおよび策定体制について

- 交通安全対策基本法により、国・都は計画策定が義務付けられているが、市は都の計画にもとづき作成ができると規定されている。
- 第11次計画は、国、都、市がそれぞれ期間を合わせて、当初、計画期間を

令和３年度から令和７年度として策定したが、策定作業中の空白期間を解消するため、審議会にも諮り、市の計画を１年延長し、令和８年度までとした。

- 上記から、「第１２次青梅市交通安全計画」は、令和９年度から令和１３年度までの５年間のものとして策定したい。
- 策定に当たっては、コンサルティング会社等への委託はせず、市の交通政策課を中心に庁内および関係機関の事業内容を取りまとめつつ、審議会でも審議いただきながら策定を進めていきたい。

②策定スケジュールについて

- 本日、今後の進め方などについてご審議いただきたい
- 事務局にて庁内および関係機関の事業内容を取りまとめ、それをもとに２回の審議会でも審議いただきながら、１２月上旬頃に素案としてまとめていく。その素案をもとにパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、２月の審議会でも答申案を作成し、市長に答申します。その後、３月中に市として計画を決定して公表していきたい。

③第１１次青梅市交通安全計画について

- 構成は、東京都交通安全計画に準じている。都の計画は第１１次と第１２次で章の構成に変更はなかった。
- 目標は、究極的には交通事故がない社会を実現することを目指し、年間の道路交通事故死者数を１人以下にするとともに、交通事故負傷者数の減少を目指すこととしていた。平成２８年から令和２年の５年間は、人身事故発生件数が１，８１１件、死者数が１３名、負傷者数が２，１０２名に対して、令和３年から令和７年の５年間は、人身事故発生件数が１，２９９件、死者数が９名、負傷者数が１，４８７名と、それぞれ約７割程度に減少している。ただし、死者は毎年おり、２名以上の年もあり、目標は達成できていない状況である。
- 重点課題は、子供と高齢者の交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、二輪車の安全対策の推進、飲酒運転の根絶の４点であった。
- その他、関係法令、東京都交通安全計画の変更点、各種データを参考資料として添付している。

【委員より意見・質問】

- 具体的にはどのような意見を求めたいのか。

⇒

（事務局）具体的な内容については、今後、庁内および関係機関の事業内容を取りまとめつつ作成していくことになる。まずは構成や目標、重点課題などを従前から変更するかどうか、あるいは、現在の状況から考えるとこういった内容を入れたほうが良いのではないかな等について、現段階で何かあればご意見をいただきたい。

- 次回審議会に向けて、「第１１次青梅市交通安全計画」の各施策の検証結果がどうであったか、何が良かったのか悪かったのかについても取りまとめて提示いただけると、より具体的な審議ができ、よりよい計画を策定できると考える。

⇒

（事務局）「第１１次青梅市交通安全計画」では、細かくＫＰＩを定めていなかったというのが現状である。ただ、各事業の実施結果については、次回までに簡単に取りまとめて報告させていただきたい。そのうえで、交通安全のためにやるべきこと等の意見をいただきながら、計画を策定していきたい。

⇒

（委員）結果論としての数値目標だけでなく、目標に向けて何をしようとした、何をしてもらいたいと思ったか、あるいはその行動ができたのか、行動はできたが受ける側に伝わってなかったのか、そのような委員側も意見を出しやすいものがあると議論ができると思われるため、ぜひ工夫をお願いしたい。

⇒

（事務局）その施策がどうだったかということは考えていかなければならないため、今の意見を参考にしていく。

- 目標に関しては、究極的には交通事故がない社会を実現することを目指しているのであれば、「年間の道路交通事故死者数」は「１人以下」ではなく、「０人」でよいのではないかな。

⇒

（事務局）第１１次においては、これまでの実績等も踏まえ「１人以下」としていたと想定されるが、第１２次においては、変更して「０人」とすることももちろん考えられるため、審議会にて検討していければと考える。

- 自転車に関して、原則車道を走行すると理解しているが、青梅市内は車道が狭い道路が多い。こういう場合は歩道を走るといったことは明言して、計画に盛り込むことはできないか。

⇒

（委員）道路交通法において、自転車は原則車道を走行するが、13歳以下の子ども等、あるいは車道または交通の状況からやむを得ない場合、歩行者を優先しながら歩道を走行できると明言されていることから、計画に入れなくても大丈夫ではないかと考える。

- 第12次の計画策定に当たって、5年後にはこういう姿になってほしいという意見をしっかりと出して、ありがたい姿を計画に盛り込んでいく発想があってもよい。例えば、道路行政等は実施が難しくも、声をあげていかないと変わっていかない。5年間で無理であれば、次期計画に引き継ぐという観点で意見を出していけばより良い計画ができていくと考える。

⇒

（事務局）昨日報道されたが、自転車への青切符導入が4月から開始され、都民からの問い合わせがかなり増えている中、東京都が自転車専用レーンなどの走行空間を2030年までに2倍の累計900キロに伸ばすという方針を打ち出した。その中では、市の第11次計画では自転車専用レーンに関する記述は十分ではないと考える。

- 交通公園が閉園してしまった。今までは、自転車の授業を受けて免許証をいただいたことで、子どもたちは自信をもって自転車に乗って出かけることができた。自転車のルールが色々と変わっている中では、むしろ今そういう施設が必要ではないかと考える。自転車のルールを教わることがないまま、高校生になり、ルール違反になり、反則金を取られるとなるのが心配である。

⇒

（委員）小学校3年生を対象に実施している自転車運転免許証交付事業に関しては、交通公園が閉園したことから、令和7年度から学校で実施しており、自転車実車を活用した説明、動画による説明、テストをやって、子どもたちは免許証をもらっている。子どもたちは免許証がもらえ、これで自転車に乗れると

嬉しそうにしている。ただ、過去を知っている立場からすると、実際に自転車に乗った授業がなくて大丈夫なのかという心配はある。

⇒

（委員）市内にある高校でも交通安全教育をやっているところもある。また、市内の中学校では３年間に１度は必ず見ることができるよう、スタントマンが交通事故を再現するスケアードストレイト方式の授業を実施している。

（会長）「第１２次青梅市交通安全計画」の策定については、この場だけで意見を出し切るのは難しいことから、各委員でもまた改めて検討し、何か意見等あれば９月１１日（金）までにメール等にて個別に事務局に提出するかたちとしたいがよいか。（異議なし）

(2)令和８年秋の青梅市交通安全運動実施要領（案）について

事務局から、「資料番号４」をもとに説明。

- 交通安全運動実施要領については、国において決定された秋の全国交通安全運動推進要綱を踏まえて、東京都で運動推進要領が決定され、それを踏まえ市の実施要領案を作成している。

【委員より意見・質問】

- 「交通事故死ゼロを目指す日」というのがあるが、先ほどの計画の中で、青梅市としては、交通事故の死者数を毎年０人とするという目標を掲げるべきだという話であれば、意味をなさなくなるのではないか

⇒

（委員）これは、東京都や青梅市だけでなく、全国統一でこの日を決定しており、取締り、キャンペーンなどの広報啓発活動を一斉に集中して、全国でゼロを目指すという日になる。

⇒

（委員）青梅市では交通事故の死者数を毎年０人とするのであれば、青梅市らしいカラーが出るような表現があっても良いとも感じた。

- スローガンは都で決まっているものか。青梅独自のスローガンを入れてもよ

いのではないか。

⇒

(委員)市独自でスローガンを決めてもよいが、これは東京都で統一しているスローガンとなる。青梅市の地域性を活かしたものがあってもよいと思うが、ただ、時間的にも、今回の秋の運動に盛り込むというのは難しいのではないか。将来的な課題としてはどうか。

(会長)「令和8年秋の青梅市交通安全運動実施要領(案)」については、様々な意見は出たが、今回は原案どおり決定するという事で異議はないか。(異議なし)

9. 情報交換

- 青梅交通安全協会の交通安全指導員に関しては、現状、青梅市だけでなく奥多摩町も含むが、現在約300人であり、年々減少するとともに、高齢化が進んでいる。そのため、活動も今までどおりには行かないという状況である。また、活動資金も減少してきているため、市内各所の力も借りながら出なければ、青梅市の交通事故死ゼロという目標にたどり着くのは困難であるという状況を知っていただきたい。
- 中学校で3年に一度実施しているスタントマンが交通事故を再現するスケアードストレイト方式の授業に関して、衝撃的であるし、交通事故の生々しさを知ってもらうためにも、やはり続けていかなければならないと考える。
- 交通事故死者数0人を目指すのであれば、ヘルメットの努力義務についてもしっかり伝えていく必要があるのではないか。ヘルメット自体も高価なものであるため、購入に抵抗があると思われる。

⇒

(事務局)ヘルメット助成に関しては、令和6年度までは一部の事業協力店で購入する場合に、事前申請いただければ2,000円分の助成券を交付するという事業を実施していた。が、ヘルメットの普及率を向上させるため、令和7年度から、対象店舗を拡大し、青梅市内の店舗で先に購入したあとに申請すれば2,000円を補助するという事業形態に変更した。引き続き、各交通安全教室等で周知していきたい。

- 高齢者クラブに関しては、自主的に勉強している等はあるかもしれないが、周知する手段がなく、自転車への青切符導入を知らない高齢者も多いと思われる。高齢者になって免許返納する人も増えており、それで自転車に乗る人も多い。そのため、高齢者に対して周知する機会を創出していただきたい。

⇒

（事務局）市では現状、高齢者クラブ連合会に対して、年2地区で交通安全教室を実施している。

⇒

（委員）高齢者だと会場まで出かけるのが大変であるため、もう少し細かく、講習が受けられる手段があるとよい。

⇒

（事務局）人員の関係などもあるが、関係機関で協議していきたい。

⇒

（委員）交通安全講習会も以前は青梅市内12か所でやっていたが、関係機関の人員などもあり、前回から青梅警察署管内で4箇所に集約した。内容を充実させたが、きめ細やかという方向とは逆になっているところはある。これから計画を策定していく中で、意見をあげてもらえれば、前向きに取組が進められるのではないかな。

⇒

（委員）交通安全講習会をオンラインで受講できるようにするのはどうか。高齢者でオンライン受講できるかは人によるかもしれないが、子育て世代も親子で受講できるようなことも可能になるのではないかな。

⇒

（委員）デジタルデバイドへの対応もあるため、会場での開催も引き続き必要であるが、究極的にはオンラインでの開催になっていくのではないかな。

⇒

（事務局）市でも、参加者をいかに増やしていくかという課題はある。動画などを活用し、発信力を高めていくという方針もあるため、今いただいた意見も踏まえ、検討を進めていきたい。

10. その他

- 次回の審議会は10月頃の開催を予定している。正式な日程が決まり次第、通知する。
- 市でもデジタル化、ペーパーレス化を進めているため、可能であれば電子データで資料を送付したいので、対応できる方は連絡いただきたい。

11. 閉会